

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立下柚木小学校

校長名 岩 崎 健 治 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、互いに人間として尊重し合い、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かで、社会貢献の精神や国際性を身に付けた児童の育成を図るため、本校の教育目標を「自立・共生」と定める。自立とは、自ら学び、考え、自己の力で自らの人生を切り拓き、社会に貢献しようとする力である。共生とは、思いやりと規範意識をもち、他者とより良い関係を築く力である。これこそ「生きる力」であり、この力を育むことを目標とする。教育目標達成のために以下のめざす児童像を定める。

○ よく考える子 ◎ 思いやりのある子 ○ たくましい子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 豊かな心の育成

自分とともに他者を大切にできる態度、社会の一員であるという自覚と規範意識、信頼関係を築きながら他者とよりよく関わる態度を育成するとともに、返事、あいさつ、丁寧な言葉遣い、マナー・エチケット、人とつながる会話力の指導を徹底し、社会とつながる子どもを育成する。

イ 確かな学力の育成

基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるために、主体的・対話的で深い学びを通して学ぶ喜びを感じさせ、学習の基盤となる資質・能力を育成する。また、ICTの活用、学び合いの充実を通して個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

ウ 健やかな体の育成

「下柚木スタンダード」(生活のきまり)を活用し、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、健康・安全等の指導を通し、児童一人ひとりが、自ら課題をもって健康の保持・増進と体力向上に励む、心と体の健康づくりを推進する。

エ 不登校児童への支援

全ての児童が人や社会とつながり、自分が認められた存在であると感じられるようにするために、スクールカウンセラー、外部機関等との連携を図り、不登校児童への組織的な対応を推進する。

オ いじめの防止等の取組

いじめ総合対策の理解を深め、家庭・地域と連携していじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決に取り組み、生命及び人権を尊重する心を育てる。

カ 特別支援教育の充実

「八王子市第五次特別支援教育推進計画」に基づき、児童一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるために、児童一人ひとりの困難さや障害特性に応じた合理的配慮に基づいた教育に組織的に取り組み、充実を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【宮上中学校グループ(下柚木小・宮上小)】

宮上中学校グループとして、義務教育終了段階において育成すべき児童・生徒像を「1. 学ぶ意味が分かり、すすんで学ぶ児童・生徒 2. 人を思いやり、自分を大切にできる児童・生徒 3. 運動の楽しさを知り、自分の体力を伸ばす児童・生徒 4. 地域への誇りと愛着をもつ児童・生徒」とする。

① 宮上小学校・宮上中学校の学校運営協議会と連携し、地域の教育力を学校教育に活用する。

② 授業体験、ボランティア活動、協議会など児童・生徒・教員の交流を行い、9年間を見通した教科指導や生活指導・進路指導を通じて、小中一貫教育を推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 全国学力・学習状況調査や八王子市学力定着度調査等の結果を基に、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、ねらいを明確にした「分かる授業」を展開する。自分の考えを可視化し共有する活動を具体的に設定することで、問題発見・解決能力を育成し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。
- ② 上記等の調査結果から児童のつまづきを把握し、算数科での習熟度別少人数指導を継続する。月1回の「下柚木拡大算数道場」では全教職員とボランティアが連携し、「はちおうじっ子ミニマム」を活用して基礎の定着を図る。その成果は単元テスト等で組織的に確認する。
- ③ 児童の発達段階に応じ、スライド発表やドリル型学習コンテンツを日常的に活用し、視覚的効果の高い授業を全学級で展開する。校内研究を通じた実践共有を柱に、教員のICT活用指導力を組織的に高め、学習端末を効果的に活用した指導体制を構築する。
- ④ 教員の強みを活かした単元別交換授業を実施し、専門性の高い指導と多面的な児童理解を両立させる。この意義を学校だよりや保護者会等で発信し、児童・保護者・地域への周知徹底を図ることで、学校教育に対する共通理解と協力体制を確立する。
- ⑤ 単元別交換授業の円滑な実施に向け、教員の専門性を考慮した組織編制を行う。時間割編成では学年間の授業時間を固定し、入れ替わりを円滑にする仕組みを講じて指導体制を安定させる。これにより教科横断的な学習を充実させ、基盤となる資質・能力を育成する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 八王子の自然環境、日本遺産に代表される伝統・文化、社会生活の中から自ら課題を見付けるとともに、探究的な学習に主体的かつ協働的に取り組むことで、地域への愛情を育み、これからの八王子を担う児童を育てる。
- ② 現代的な諸課題の解決に向けた調べ学習に取り組むことで、思考力、判断力、表現力等の資質能力を身に付ける。また、児童の実態に応じた探究的な課題を設定するなど多様な学びが習得できるようにする。
- ③ 地域や学校の特色を活かした学校林での活動において、外部講師を活用することを通して、主体的に環境保全についての学習活動に取り組む態度を育成し、環境教育を推進する。

ウ 特別活動

- ① 学級会等の話し合い活動を通して、自己肯定感や他者を大切にできる態度を育成するとともに規範意識を高める。
- ② 思いやりの心の育成を大切にした異年齢交流活動等を通して、集団の一員としての自覚をもたせながら、自己有用感を育み、協力してより良い生活を築こうとする資質・能力を育む。
- ③ 集団宿泊的行事では、集団の所属感や連帯感を深めるための自主的・実践的な活動を通して、互いの価値観を認め合い、協力してより良い学校生活を送ろうとする態度を育てる。
- ④ 学級活動、委員会、クラブ、学校行事等における集団活動において、共に汗を流す人間的なふれあいを深める機会や協力し合う場面を設定し、集団の一員としての自覚を深めながら社会性を培う。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

ア 道徳教育全体計画及び別業に基づき、全教育活動を通して道徳的实践意欲と態度を育てる。

イ 「生命の尊さ」「親切、思いやり」を指導の重点内容項目に据え、主たる教材である教科書を中心に、年間指導計画に基づき多面的・多角的に考え、深め、議論する道徳の学習の充実を図る。

ウ 道徳教育推進教師を中心に、保護者が参加しやすいよう学年別に道徳授業地区公開講座を実施し、家庭・地域の理解と協力を深めながら児童の道徳的実践の日常化を図る。

(3) キャリア教育

ア 「宮上・下柚木地区の強みを活かし、社会的・職業的自立に向けて目的をもって学ぶことができる実践的態度を育成する」を全体目標とし、小中9年間で体系的に取り組む。「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を軸に、自己理解を深め、夢や目標へ向かう態度を養う。

イ 地域の人材による講話や体験活動、社会科見学等の地域資源を教材化し、地域の魅力や歴史を学ぶ。児童の特性やニーズに応じた多様な学びを提供し、実社会と接続する「自分ごと」としての活動を通して、どの子にも社会的・職業的自立の基盤を育む。

ウ これからの社会を支える資質・能力の育成に向け、全教科・領域で教科横断的なキャリア教育を推進する。他者理解や尊重の精神を基盤に、多様な人々と協働しながら社会に参画し、課題を解決しようとする実践的な力を組織的に育成する。

(4) 特別支援教育

- ア 特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員が「第五次特別支援教育推進計画」を共有し、組織として意図的・計画的に支援を行う。「連携型個別指導計画」や「学校生活支援シート」を活用し、臨床発達心理士やSC等の専門家、関係機関と連携した「合理的配慮」を行うことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を充実させる。
- イ 通常の学級において、ユニバーサルデザインの視点に立った授業改善や環境整備を行い、全ての児童が障害の有無に関わらず適切に学べるインクルーシブ教育を推進する。障害者理解教育を推進し、多様性を認め合う土壌を育むとともに、都立特別支援学校等との副籍交流を一層充実し、日常的な交流や共同学習を通して、共生社会の形成に向けた実践的態度を育成する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 宮上中学校グループで連携し、「生活のきまり（下柚木スタンダード）」を児童の実態に合わせて不断に見直し、社会に通用するマナーや規範意識を育成する。
- ② 「生命（いのち）の安全教育」について、全学年・各教科等に位置付け、指導の手引きや段階別教材を活用した授業を展開する。児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための判断力や、自他の境界線を尊重する態度を、発達段階に応じて組織的に指導する。
- ③ 避難訓練や不審者対応訓練、情報モラル教育（SNS学校ルール）を通じ、自己の身を守る判断力や危機回避能力を育てる。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「学校いじめ対策委員会」を週1回以上開催し、組織的な防止対策を講じる。週1回の「いじめ対応のための時間」を確保し、全教職員での情報共有や対応記録の作成、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を徹底する。
- ② 定期的なアンケートや教育相談、日常の観察により児童の実態把握に努め、相談しやすい環境を整える。教職員一人ひとりが「相談できる大人」として信頼関係を築くとともに、道徳授業や研修を通じ、自他の生命を尊重し、いじめを許さない意識を醸成する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、登校支援コーディネーターを核に「個票システム」を活用し、早期把握とニーズ把握に努める。スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携し、社会的自立に向けた組織的支援を推進する。
- ② ICT活用やオンラインによる学びの機会を保障し、児童とのつながりを維持する。「つながるプラン」に則した分かる授業や居場所感のある学級経営を推進し、未然防止と全ての児童にとって「魅力ある学校づくり」に学校全体で取り組む。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

- ア 「はちおうじっ子ミニマム」の結果を分析し、授業や家庭学習、ドリル型学習コンテンツでの反復学習により、算数及び国語の基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- イ 「下柚木道場」や「下柚木拡大道場」での個別補習、パーフェクト賞の授与等を通して、意欲を高めながら社会生活に必要な学力を保障する。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

（取組1）6月の第6学年による中学校授業・部活動見学や夏季休業中の部活動体験、2月の中学校生徒会による小学校訪問等に加え、7月と11月（未定）にいじめ防止「はちおうじっ子サミット」オンライン会議を開催する。小学校運動会への中学生ボランティアの派遣等も含め、児童・生徒が合同で行う活動の機会を活かし、交流を深める。

○（取組2）「学力定着プロジェクトチーム」を中心に、市学力定着度調査の結果分析と授業改善策をグループ内で共有する。「宮上スタンダード」に基づき、義務教育9年間の一貫した学習習慣の定着と基礎学力の保障を徹底するとともに、進学に向けた確実な学力の引継ぎを行う。

（取組3）義務教育9年間の切れ目ない見守りをめざし、オンライン会議等を活用して児童・生徒の諸情報をグループ間で迅速に共有・共通理解する体制を構築する。プロジェクトチームを核に生活指導の指標を統一し、誰一人取り残さず見守り、育成する。

（取組4）「地域の子どもは地域で育てる」という意識の下、青少年対策地区委員会と協働した地域清掃活動や宮上地区秋祭りへの参画を推進する。学校運営協議会と協力した漢字検定や英語検定の実施等、保護者・地域との合同活動を通じ、地域と共にある学校づくりを推進する。

イ その他

- ① 「八王子市版情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通したICT活用技能及び情報リテラシーを計画的に育成する。デジタル社会をよりよく生きる資質・能力を育むため、各教科等で端末を効果的に活用した授業実践を推進する。
- ② 「下柚木小学校2020レガシー」を軸に、児童が楽しみながら運動に親しみ、体力を高める活動を推進する。体育的活動の日常化を通じ、生涯にわたる心身の健康保持増進に向けた実践的態度を養う。
- ③ 「保・幼・小連携の日」等の機会を捉え、なみのり第二保育園等との情報共有や交流を深める。「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を適切に実施し、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続を図る。
- ④ 青少対主催のクリーン活動等への参加を促し、地域の一員としての自覚を育てる。児童の地域活動の様子を適切に見取り評価するため、キャリア・パスポートや通知表等を活用し、学校・家庭・地域で成長の証を共有する取組を充実させる。

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立下柚木小学校
校 長 名 岩 崎 健 治 公印

令和8年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

児童一人ひとりの障害の状態や特性、発達段階に応じて、本校の教育目標「自立・共生」を意識した教育を行い、児童が主体的に学び、より良い自分をめざしながら、人間関係を築く力を育む。

- (1) 自立活動においては、情緒の安定を図り、場や相手の状況に応じた話し方を身に付けることで、他者とともに行動し、さまざまな活動に安定した態度で参加できるようにする。
- (2) 個に応じて各教科等の内容を取り扱い、児童のつまずきに対して一人ひとりに応じた方法での学びを取り入れることで、在籍学級において学習に安心して取り組めるようにする。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 児童一人ひとりの障害の状態等に応じて、個別的配慮をした小集団指導や、一人ひとりの課題に合わせた個別指導を創意・工夫し、児童の在籍学級での適応を図る。
- (2) 保護者とともに作成した学校生活支援シートを活用し、円滑な引継ぎを行うことで、継続的な支援を行う。
- (3) 在籍学級担任とともに作成した連携型個別指導計画を活用し、一貫性のある支援を行う。
- (4) 巡回指導教員と在籍学級担任、保護者、特別支援コーディネーター、特別支援教室専門員、スクールカウンセラー、臨床心理士等と協働しながら組織的に児童の実態把握の機会を設け、指導の充実を図る。

3 指導の重点

- (1) 場や相手の状況に応じた表現を実践する時間を確保し、児童ができたところを明確に伝え評価することで、達成感を得て自己肯定感の向上をめざせるような指導を行う。
- (2) 児童一人ひとりの困難さに基づき、自立活動の6区分に沿って指導を行う。特に「人間関係の形成」と「コミュニケーション」に重点を置き、人と関わる楽しさや心地よさを味わえるような指導と、場や相手の状況に応じたコミュニケーションを展開できるような指導を行う。

4 その他の配慮事項

- (1) 児童一人ひとりの実態に合わせて指導時間や指導内容を柔軟に設定することで、段階的、系統的な指導を行う。
- (2) 児童の実態を十分に踏まえ、巡回指導教員と在籍校担任、保護者及び心理・医療・福祉等の地域の関係機関と連携を図り、校内委員会を通して指導内容や支援方法の見直しを図る。
- (3) 障害者理解教育の推進と多様性を認め合う共生社会実現の素地を養うために、在籍学級において計画的に理解啓発授業を実施する。